

沖縄振興特別措置法（概要）

- ▶ 昭和47(1972)年の沖縄の本土復帰時に制定された「沖縄振興開発特別措置法」が起源(10年の時限立法を改正・延長し、現在は第6次に相当)
- ▶ 平成14(2002)年の改正では、法目的を「本土との格差是正」(社会資本整備等による基礎条件の改善)から、「民間主導の自立型経済の構築」に変更
- ▶ 平成24(2012)年の改正では、沖縄県の主体性を尊重する観点から、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するとともに、いわゆる一括交付金制度等を創設
- ▶ 令和4(2022)年の改正では、全ての特区・地域において措置実施計画の認定制度等を導入するとともに、北部・離島振興や各分野の政策課題の努力義務規定を創設

総 論

第1章 総則

- 沖縄の置かれた特殊な諸事情*に鑑み、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することが目的

※ 歴史的事情	先の大戦における苛烈な戦禍。その後、四半世紀に及ぶ米軍の占領・統治
地理的事情	本土から遠隔。広大な海域(東西1000km, 南北400km)に多数の離島。台風常襲・深刻な塩害等。
社会的事情	国土面積0.6%の県土に在日米軍専用施設・区域の70.3%が集中

第2章 沖縄振興計画等 / 第9章 沖縄振興審議会

- 国(内閣総理大臣)は、沖縄振興の意義や方向、基本的事項を定めた「沖縄振興基本方針」を策定(総理決定)
- 沖縄県(知事)は、基本方針に基づき、各分野の振興に関する事項等を定めた「沖縄振興計画」を策定
- 沖縄振興に関する重要事項を審議するため、内閣府に「沖縄振興審議会」を設置

各 論

第3章 産業の振興

- ① 観光の振興
 - > 観光地形成促進地域
 - > 沖縄型特定免税店制度
 - > 航空機燃料税の軽減措置
- ② 情報通信産業振興地域及び特別地区
- ③ 産業イノベーション促進地域
- ④ 国際物流拠点産業集積地域
- ⑤ 経済金融活性化特別地区
- ⑥ 農林水産業の振興に関する努力義務規定
- ⑦ 石油石炭税の免除措置
- ⑧ 中小企業の資金確保・助言指導等の援助、手続負担の軽減に関する努力義務規定
- ⑨ 沖縄振興開発金融公庫の業務特例
(新事業に必要な出資)

第4・5章 雇用の促進、文化の振興等

- ① 失業者求職手帳制度等
- ② 人材の育成及びそれに必要な教育の充実に関する努力義務規定
- ③ 地域文化の振興に関する配慮規定
- ④ 自然環境の保全、脱炭素社会の実現等に関する努力義務規定
- ⑤ 子育ての支援に関する配慮規定、子どもの貧困対策等に関する努力義務規定
- ⑥ 科学技術の振興等に関する努力義務規定
- ⑦ デジタル社会の形成に関する努力義務規定
- ⑧ 国際協力・国際交流の推進に関する努力義務規定

第6～8章 均衡ある発展、基盤の整備等

- ① 北部地域の振興に関する努力義務規定
- ② 離島の地域の振興に関する努力義務規定、離島の旅館業への税制優遇措置
- ③ 無医地区等における医療の確保等に関する規定
- ④ 交通の確保等に関する配慮規定等(新たな鉄道、軌道その他の公共交通機関の整備の在り方の調査・検討等)
- ⑤ 情報流通の円滑化・通信体系の充実に関する配慮規定
- ⑥ 公共事業に係る高率補助等の特例措置
- ⑦ 沖縄振興交付金(使途の自由度の高い一括交付金)

附 則

- 法の有効期限(令和14年3月31日)
- 不発弾等に関する施策の充実に関する配慮規定

I 序文

- ▶ 沖縄の復帰から半世紀を経て、我が国を取り巻く時代潮流は大きく変遷
- ▶ 沖縄もアジア・太平洋地域との近接性等の優位性・潜在力を活かし、我が国全体の経済成長を牽引する役割も期待されているほか、海洋資源の利用や領海、EEZ等の保全など、広大な海域に点在する多数の離島が担う重要な役割も改めて認識されている
- ▶ 他方、全国最下位の水準にある一人当たり県民所得など、様々な課題も依然として存在しており、本年3月に法を改正・延長
- ▶ 基本方針は、国が考える沖縄振興の意義や方向、振興の基本的な視点を示すとともに、県が振興計画を策定する際の指針となるべき基本的事項や振興計画の推進に関する基本的事項を定めたもの

II 沖縄の振興の意義及び方向

1 沖縄振興の意義

- ▶ 沖縄の様々な特殊事情に鑑み、復帰以降、各分野で振興策が講じられてきた結果、社会資本整備やリーディング産業の成長など、一定の成果を挙げてきた
- ▶ 他方、一人当たり県民所得の低さや子供の貧困等の課題も存在しており、コロナ禍で社会経済全般に大きな影響が生じるなど、沖縄振興が目指す沖縄の自立的発展と豊かな住民生活に向けて依然として課題が残っている
- ▶ アジアとの地理的近接性や豊かな海洋環境等の優位性を活用できれば、強い沖縄経済を実現し、我が国全体の発展を牽引し得る大きな可能性がある
- ▶ 特殊事情に起因する課題の解決や、優位性を活かす取組の推進を通じて、沖縄振興策を総合的・積極的に推進していく必要がある

2 沖縄振興の方向

(1) 沖縄の優位性を活かした民間主導の自立型経済の発展

- ▶ 民間の力を最大限に活かし、民間主導で自立型経済の発展を目指す
- ▶ 沖縄経済を牽引する競争力のある産業を戦略的に振興することで、県内企業の生産性や「稼ぐ力」の向上を図り、持続可能性のある強い沖縄経済の実現を目指す
- ▶ 時代潮流を的確に捉えて不利性克服の好機とし、グリーン社会への移行やDXを迅速・強力に推進し、持続可能な形で沖縄振興の深化を図る

(2) 潤いのある豊かな住民生活の実現

- ▶ 自立型経済の発展を通じて県民の雇用や所得の安定・向上を図り、成長と分配の好循環を通じた豊かな住民生活の実現を目指す
- ▶ 経済的な豊かさのみならず、個性豊かな文化に基づく多様な豊かさを追求する

(3) 我が国及びアジア・太平洋地域の発展に寄与する21世紀の「万国津梁」の形成

- ▶ アジア・太平洋地域の発展に寄与する拠点としての大きな役割が期待される

3 沖縄の振興に当たっての基本的な視点

(1) 多様な主体の適切な役割分担及び連携・協働

- ▶ 県・市町村は、自らの判断と責任の下、国の支援を有効かつ適切に活用し、地域の実情に即した施策を展開
- ▶ 国は、予算・税制等を通じ地元の取組を後押しするとともに、自ら取り組むことが必要な施策については、直轄事業や個別の補助事業も活用して着実に実施する
- ▶ 県民・民間事業者等の多様な主体が参画し、地域課題の解決の場となる地域社会やコミュニティの維持・発展を図る

(2) エビデンスに基づく施策の展開・検証

- ▶ 政策手段と目的の論理的なつながりを明確化し、定量的な指標等に基づき効果を検証するなどEBPMの徹底を図る必要がある
- ▶ 県外自治体の好事例を積極的に取り入れるとともに、施設整備の際は、中長期的なコストと効果を適切に見定め、持続可能性も見据えた検討を行う必要がある

III 沖縄の振興に関する基本的な事項

1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項

(1) 観光・リゾート産業

- ▶ 高付加価値化等による競争力強化や需要の平準化、他分野・他産業との連携により外的変化に強く、質・量とも優れた観光産業の構築を目指す

(2) 情報通信関連産業

- ▶ 成長可能性が見込める業種の重点的強化や他産業との連携強化、情報通信関連産業の振興を通じて広く県内産業のDX推進やAI,IoT,ビッグデータの活用促進を図る

(3) 国際物流拠点産業

- ▶ デジタルを活用した物流の効率化・迅速化や他産業との連携で高付加価値化を図る

(4) 産業イノベーションの推進

- ▶ 外から稼げる高収益企業の誘致・育成、産学官金の連携強化、デジタルの活用や脱炭素化を通じ、沖縄の特性を踏まえた新産業の創出・発展を図る
- ▶ 高付加価値の製品開発や地域ブランド強化で地域全体のイノベーション促進を目指す

(5) 金融業

- ▶ リスクマネー供給やコンサルティング機能を發揮し、関連産業・大学とも連携しつつ、支援先業務の高付加価値化を図り、産業発展やスタートアップの創出を目指す

(6) 農林水産業

- ▶ おきなわブランド確立や高収益作物への転換、新技術導入、流通条件の不利性解消、6次産業化、県外・国外の需要開拓等を進め「稼げる農林水産業」の実現を図る

(7) 中小企業の振興

- ▶ 伴走型支援やICT導入促進、円滑な事業承継の支援、創業支援の充実を図る

2 雇用の促進及び職業の安定に関する基本的な事項

- ▶ 雇用機会の創出・拡大を図るとともに、雇用環境の改善や高度人材の育成により、雇用の質や生産性の向上を図る
- ▶ デジタル技術も活用しつつ、働き方改革や女性の活躍推進等を一体的に進める

3 教育・人材の育成及び文化の振興に関する基本的な事項

(1) 教育

- ▶ グローバル化・デジタル化に対応した外国語やICT教育、キャリア教育等を推進する

(2) 人材の育成・確保

- ▶ 各産業の中核となる人材や起業者の育成を目指すとともに、リカレント教育等の学び直しの充実により、時代の流れに対応できる多様な人材の育成・確保を図る

(3) 文化的振興

- ▶ 独自の多様な文化の保全・継承や他産業との連携、首里城復元の取組を推進する

4 福祉の増進及び医療の確保に関する基本的な事項

(1) 子供の貧困対策

- ▶ 支援員の配置や子供の居場所の運営の支援、雇用の確保等の保護者の支援、担い手となる専門人材の育成・確保、子供のライフステージに応じた継続的な支援等により、子供の貧困の解消と世代間連鎖を断ち切ることを目指す

(2) 福祉の増進及び医療の確保

- ▶ 子育て支援の充実や介護・福祉サービス向上、離島・へき地の医療人材の確保等を目指すとともに、ICTを活用した遠隔医療等の推進を目指す

5 科学技術の振興に関する基本的な事項

- ▶ OIST等を核とし、産業界等との連携やスタートアップ創出を通じたイノベーション・エコシステムの形成を目指すとともに、OISTが沖縄振興と日本・世界の発展に貢献できるよう、外部資金の調達拡大を促しつつ、教育研究活動への支援を図る

6 情報通信の高度化に関する基本的な事項

- ▶ 情報通信基盤の一層の高度化や、DXを通じた経営効率化・事業高度化の支援、こうした取組の担い手となるデジタル人材の育成を図る

7 國際協力及び国際交流の推進に関する基本的な事項

- ▶ 外国语教育の推進や感染症に対する防疫体制の強化・拡充を図りつつ、人・モノ・情報・文化等の交流拠点の形成を目指す

8 駐留軍用地跡地の利用に関する基本的な事項

- ▶ 必要に応じ拠点返還地の指定要件の緩和制度を活用しつつ、跡地を迅速・効果的に利用し、沖縄全体の振興につなげる

9 北部及び離島の振興に関する基本的な事項

- ▶ 地域の特性に応じた産業振興や雇用の場の創出、移住・定住条件の整備、担い手の確保や交流人口・関係人口の拡大により、地域の持続可能性の維持・向上を図る

10 環境の保全並びに防災及び国土の保全に関する基本的な事項

(1) 環境の保全・再生及び良好な景観の形成

- ▶ 海岸漂着物等の処理や海の恵みの持続可能な活用により、保護と活用を両立し、環境共生型社会の構築を図るとともに、沖縄らしい風景づくりを目指す

(2) エネルギーの供給等

- ▶ エネルギーの安定的かつ適正な供給確保を図りつつ、再エネの導入加速や自立・分散型エネルギーシステムの構築、省エネの促進等を図る

(3) 防災及び国土の保全

- ▶ 業務継続体制の整備や耐震化等により防災機能を向上し、地域の強靭化を図る

11 社会資本の整備及び土地の利用に関する基本的な事項

- ▶ 適切な維持管理・補修を含め、公共施設の総合的・計画的な管理を行い、陸上交通、海運、空運、生活環境基盤など、各般の社会資本整備を戦略的に進める

12 その他の基本的な事項

- ▶ 不発弾等対策の推進や、所有者不明土地問題の解決を図る

IV 沖縄振興の推進に関する事項

1 沖縄振興を推進するための措置（政策ツール）

- ▶ 全国制度の積極活用も図るなど、政策ツールを有効活用する必要がある

(1) 沖縄振興交付金

- ▶ 県・市町村は、事業の選択と集中を図り、必要不可欠な事業を精査するとともに、事業を的確かつ効率的に実施する必要がある

- ▶ 国・県・市町村の連携・協力の下、有識者の知見も活用し、適時に点検・評価等を行い、一括交付金の実効性の向上に努める

(2) 個別補助金

- ▶ 国として重点的に取り組む事項等は、一括交付金とは別に予算補助を実施し、成果指標の達成状況に応じて不断の見直しを行うなど、適正な執行に努める

(3) 高率補助

- ▶ 自治体の財政負担を軽減し、各種インフラの一体的・積極的な整備に寄与しており、今後の維持管理・更新費用の増大に留意しつつ、効率的・効果的な活用に努める

(4) 税制上の特例措置

- ▶ 活用状況や成果等を適切に把握し、その結果に応じて必要な検討・見直しを図る

(5) 政策金融

- ▶ 民間金融機関との適切な連携・役割分担を図りつつ、多様な資金ニーズにきめ細やかに対応した質の高い金融サービスの提供に努める

2 施行後5年以内の検討・見直し

- ▶ 環境変化への迅速な対応の重要性に留意しつつ、適時適切な見直しを行なう

- ▶ 県は、国の検討・見直しの状況等も踏まえ、振興計画について所要の改定等を行なう

県における沖縄振興の施策体系



ビジョン：目指すべき姿

県民が望む沖縄の「5つの将来像」及びその実現のために克服すべき「4つの固有課題」を示した基本構想

5つの将来像

- * 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島
- * 心豊かで、安全・安心に暮らせる島
- * 希望と活力にあふれる豊かな島
- * 世界に開かれた交流と共生の島
- * 多様な能力を発揮し、未来を拓く島

4つの固有課題

- * 基地問題の解決
- * 駐留軍用地跡地の有効利用による県土構造の再編
- * 離島の条件不利性克服と持続可能な島しょ地域の形成
- * 海洋島しょ圏をつなぐ交通ネットワークの構築

基本計画：実現に向けた考え方

- 沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画
- ビジョンで示した将来像の実現に向け、県が推進する36の基本施策と107の施策展開を示した基本計画（沖縄振興分野を含む総合計画）

実施計画：実現に向けた取組

- 基本計画の着実な推進を図るための活動計画
- 基本計画に掲げた施策ごとの具体的な取組や成果指標等を設定

新・沖縄21世紀ビジョン実施計画

計画期間

前期：令和4(2022)～令和6(2024)年度
中期：令和7(2025)～令和9(2027)年度
後期：令和10(2028)～令和13(2031)年度

第1次～第6次沖縄振興計画（概要）

	【第1次計画】 1972 (S47) 年～	【第2次計画】 1982 (S57) 年～	【第3次計画】 1992 (H4) 年～	【第4次計画】 2002 (H14) 年～	【第5次計画】 2012 (H24) 年～	【第6次計画】 2022 (R4) 年～
策定主体	国	自立的経済の発展と豊かな住民生活の実現のための施策を、沖縄が自ら主体的に講ずることにより、その潜在力を存分に引き出されるよう、策定主体を移行				
主目的	本土との格差是正			民間主導の自立型経済の構築		
計画の目標	各面にわたる本土との格差を早急に是正し、全域旅游を図り、自立的発展の基礎条件を整備する	引き続き各面にわたる本土との格差を是正し、自立的発展の基礎条件を整備する	引き続き各面にわたる本土との格差を是正し、自立的発展の基礎条件を整備する	自立的発展の基礎条件を整備し、豊かな地域社会を形成するとともに、我が国ひいてはアジア・太平洋地域の社会経済及び文化の発展に寄与する特色ある地域として整備を図る	日本と世界を結び、アジア・太平洋地域の平和と発展に貢献する先駆的な地域を形成し、経済情勢を踏まえた自立的発展の基礎条件を整備し、時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな『美ら島』おきなわ」を実現する	社会・経済・環境の三つの側面が社会・経済・環境の三つの側面が安全・安心で幸福が実感できる島を形成し、県民すべての幸福感を高め、併せて我が国の持続可能な発展に貢献…本県の自立的発展と県民一人ひとりが豊かさを実感できる社会を実現する
基本方向	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本の整備 ・社会福祉の拡充および保健医療の確保 ・豊かな人間性の形成と県民能力の開発 ・産業の振興開発 ・国際交流の場の形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・特色ある産業の振興開発と基盤整備 ・豊かな人間性の形成と多様な人材の育成及び文化の振興 ・住みよい生活環境の確保と福祉・医療の充実 ・均衡のとれた地域社会の形成と活力ある島しょ特性の發揮 ・地域特性を生かした国際交流の場の形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立化を目指した特色ある産業の振興 ・地域特性を生かした南の交流拠点の形成 ・経済社会の進展に対応した社会資本の整備 ・明日を担う多様な人材の育成と学術・文化の振興 ・良好で住みよい環境の確保と福祉・医療の充実 ・都市地域の整備と農村漁村、離島・過疎地域の活性化 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間主導の自立型経済の構築 ・アジア・太平洋地域の発展に寄与する地域の形成 ・世界的水準の知的クラスターの形成 ・安らぎと潤いのある生活空間の創造と健康福祉社会の実現 ・持続的発展のための人づくりと基盤づくり ・県土の均衡ある発展と基地問題への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会の構築 ・日本と世界の架け橋となる強くしなやかな自立型経済の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・平和で生き生きと暮らせる「誰一人取り残すことのない優しい社会」の形成 ・世界とつながり、時代を切り拓く「強くしなやかな自立型経済」の構築 ・人々を惹きつけ、ソフトパワーを具現化する「持続可能な海洋島しょ圏」の形成
予算						
主要制度						
政策金融						